

## 第1回 戸塚区品濃町最終処分場検証委員会

日 時：平成18年1月20日（金）14時～

場 所：横浜情報文化センター 7階 大会議室

### 次 第

- 1 開会
- 2 資源循環局長挨拶
- 3 委員長選出
- 4 戸塚区品濃町最終処分場検証委員会の公開・傍聴について
- 5 議事
  - (1) 事案の概要について
  - (2) 今後のスケジュールについて
  - (3) その他
- 6 閉会

#### 配付資料

- |     |                                |
|-----|--------------------------------|
| 資料1 | 戸塚区品濃町最終処分場検証委員会設置要綱           |
| 資料2 | 戸塚区品濃町最終処分場検証委員会委員名簿           |
| 資料3 | 戸塚区品濃町最終処分場検証委員会の会議の公開・傍聴規程(案) |
| 資料4 | 戸塚区品濃町最終処分場事案概要                |

## 戸塚区品濃町最終処分場検証委員会設置要綱

## (設置目的)

第1条 本委員会は、株式会社三興企業が横浜市戸塚区品濃町に設置した最終処分場（以下「処分場」という。）で行われた不適正処理に関して、これまでに本市が講じた措置等について検証を行い、再発防止策を検討することを目的とする。

## (所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 処分場に関する行政対応の検証に関すること。
- (2) 不適正処理事案の再発防止に関すること
- (3) その他、(1) 及び (2) の検討に必要な事項に関すること。

## (組織及び構成員)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織するものとする。

2 委員は、学識経験者等のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、平成18年10月31日までとする。ただし、必要に応じて延長することができるものとする。また、委員が欠けた場合において新たに委員を補充する場合の任期は、前任者の残任期間とする。

## (運営)

第4条 委員会には、委員長を1人置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は委員長代理を指名することができる。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

## (招集)

第5条 委員会は、委員長の招集により開催する。

## (意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要があるときは関係職員等に対して意見の聴取、資料の提出等を求めることができる。

## (会議の公開)

第7条 委員会の会議は、公開する。ただし、委員長は、委員会の会議の一部又は全部の非公開を決定することができる。

## (庶務)

第8条 委員会の庶務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局は、資源循環局適正処理部産業廃棄物対策課に置く。

## (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

## 附 則

## (施行期日)

この要綱は平成18年1月10日から実施する。

資料 2

戸塚区品濃町最終処分場検証委員会委員名簿

(五十音順)

氏 名	所 属 等	専門分野
おがの しょういち 小賀野 晶一	千葉大学大学院教授	法律
さくもと なおゆき 作本 直行	独立行政法人日本貿易振興機構 アジア経済研究所	国際環境
たかい かえこ 高井 佳江子	弁護士	法律
たなか みつる 田中 充	法政大学教授	環境行政学
とくえ よしのり 徳江 義典	横浜国立大学法科大学院教授 弁護士	法律

## 戸塚区品濃町最終処分場検証委員会の会議の公開・傍聴規程(案)

## (趣旨)

第1条 この規程は、戸塚区品濃町最終処分場検証委員会設置要綱（平成18年1月10日）に基づき開催する戸塚区品濃町最終処分場検証委員会（以下「委員会」という。）の会議における、公開・傍聴について必要な事項を定めるものとする。

## (会議の公開)

第2条 委員会の会議は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第31条及び横浜市審議会等の公開に関する要綱（平成12年6月助役依命通達）、並びに横浜市審議会等の設置及び運営に関する要綱（平成9年11月総務局通知）の規程に基づき、原則として公開とする。ただし、情報公開条例第31条第1項但し書第2号に規程する事項（以下「非開示情報」という。）に該当する場合は、委員長は一部または全部の非公開とする。この場合において、委員長が必要があると認めるときは、委員の意見を聴くことができる。

## (資料の配布)

第3条 委員会を公開した場合は、傍聴者に会議資料を配布するものとする。この場合において、傍聴者に配布する会議資料の範囲は、委員長が定める。また、図面、地図、写真、報告書等については、会場に備え、閲覧できるようにするものとする。

## (傍聴の手続き)

第4条 傍聴しようとする者があった場合の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 会議の傍聴を希望する者は、あらかじめ傍聴人名簿（様式1）に所定の事項を記入し、係員の指示により、傍聴席に入らなければならない。
- (2) 会議の傍聴席数は、10席程度を設けるものとする。
- (3) 会議を傍聴しようとする者の人数が傍聴席数を超える場合においては、先着順によるものとする。
- (4) 会議を傍聴しようとする者は、傍聴席に入場するに当たり所持品の検査等に応じることが求められたときは、これに協力しなければならない。

## (傍聴することができない者)

第5条 次の各号の一に該当する者は、傍聴を認めないものとする。

- (1) 危険物、プラカード、ビラ、拡声器その他会場内に持ち込むことが適当でないものを所持する者
- (2) はちまき、たすきその他これに類するものを着用している者
- (3) 酒気を帯びているもの
- (4) その他会場における秩序を乱すおそれがあり、傍聴させることが適当でない認められる者

(傍聴人が守るべき事項)

第6条 傍聴人は、静粛を旨とし、次に係る事項を守らなければならない。

- (1) 委員長の指示に従うこと。
- (2) 会場内において、発言はしないこと。
- (3) 会場における言動に対して拍手をし、又はけん騒な行為を行わないこと。
- (4) 会場において写真等を撮影し、又は会議における発言等を録音しないこと。ただし、あらかじめ委員長が許可した場合は、この限りでない。
- (5) その他会場の秩序を乱し、又は会議の進行を妨げる行為を行わないこと。

(退場措置)

第7条 傍聴人が前項の規程に違反し、委員長の指示に従わない場合は、委員長は退場を命じることができる。なお、委員長が退場を命じたときは、傍聴人は、直ちに退場しなければならない。

(委員長のとる臨機の処置)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員長は必要があると認めたときは、臨機に応じて必要な処置を執ることができる。

(会議録)

第9条 公開された会議の会議録は、委員長が確認した後確定し、確定後1年間、資源循環局適正処理部産業廃棄物対策課において市民の閲覧に供すると共に、必要な方法で公開することができる。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は平成18年1月 日から実施する。

## 戸塚区品濃町最終処分場事案概要

## 1 施設概要等

## (1) 施設の概要

設置者：株式会社 三興企業

会社設立 昭和49年11月 2日

資本金 3,200万円

会社所在地 横浜市中区扇町1-1-25

設置場所：横浜市戸塚区品濃町1,622-2番地他

当初設置届出年月日：昭和61年 9月 5日

施設種類：管理型最終処分場

埋立の現状：許可容量約74万 $\text{m}^3$ に対し、約91万 $\text{m}^3$ の廃棄物が埋め立てられている。

埋立廃棄物の種類：汚泥、燃え殻、鉱さい、木くず、紙くず、廃石綿等、13種類

## (2) 処分場施設の主な届出・許可等の経緯

届出(許可)年 月日	埋立面積		埋立容量		備考
	※ () は増加量		※ () は増加量		
S61.9.5	18,767 $\text{m}^2$		271,520 $\text{m}^3$		設置届
H4.5.25	21,386 $\text{m}^2$	(2,619 $\text{m}^2$ )	515,139 $\text{m}^3$	(243,619 $\text{m}^3$ )	変更届
H9.12.25	23,899 $\text{m}^2$	(2,513 $\text{m}^2$ )	674,252 $\text{m}^3$	(159,113 $\text{m}^3$ )	変更許可
H11.6.24	25,914 $\text{m}^2$	(2,015 $\text{m}^2$ )	738,502 $\text{m}^3$	( 64,250 $\text{m}^3$ )	軽微変更届

## 2 事案の概要

株式会社三興企業（以下、「事業者」）は、昭和61年9月、戸塚区品濃町の横浜新道沿いに産業廃棄物処分場（以下、「処分場」）を計画し、本市に廃棄物処理法に基づく『産業廃棄物処理施設設置届』を提出、本市から『基準適合通知』を受けている。

昭和62年4月に『産業廃棄物処分業（最終処分）許可』を取得し、処分場での受入を開始した。その後、借地範囲を広げ、埋立容量の拡大を行っている。

平成 7年頃から許可容量の超過が疑われたため、本市は事業者を文書指導している（平成 7年度～ 8年度の間には高さ是正3回や容量改善1回など）。平成 9年 1月に事業者の測量で容

量超過（許可容量約52万 $\text{m}^3$ に対し約65万 $\text{m}^3$ の埋立量）が確認されたため、本市は平成 9年 2月に事業者あて廃棄物処理法に基づく『措置命令（第1回）』を発令した。この時、事業者から『産業廃棄物処分業廃止届出書』が提出された。

また当時、横浜新道改築に伴う道路事業認定が行われ（平成 9年 3月）、処分場の一部にその道路用地がかかった。事業者はこれを踏まえた事業計画を平成 9年12月に本市に提出するとともに、埋立容量を67万 $\text{m}^3$ とする『産業廃棄物処理施設変更許可』を申請してきた。本市は、廃棄物を安全な形状に改善するよう『措置命令（第2回）』を発令した上で『産業廃棄物処理施設変更許可』を出した。

事業者は平成10年 6月に再び産業廃棄物処分業許可を取得し、廃棄物の受入を再開した。平成11年 6月には埋立容量を約74万 $\text{m}^3$ とする『産業廃棄物処理施設変更届』を本市に提出した。平成11年 9月頃から再び容量超過が疑われたため、本市は事業者に、平成11年 9月から翌年12月まで、修景作業や搬入抑制に関する文書指導を計12回行った。平成12年 9月に道路用地の明渡しが完了し、10月に事業者に測量を実施させた。そこで容量超過（許可容量約74万 $\text{m}^3$ に対し約85万 $\text{m}^3$ の埋立）を確認したため、本市は直ちに受入停止を指導、平成12年12月に『事業停止命令』を発令した。事業者はこれ以降、廃棄物の受入を停止し改善作業に移ったが、作業時の悪臭が周囲に発散したため、本市は、悪臭防止の『改善命令』を同月に発令した。

平成13年 3月、本市は事業者に『措置命令（第3回）』を発令し、原状回復を求めたが作業が進まず、平成14年 1月に『産業廃棄物処分業許可』を取消した。

なお、平成13年 1月、事業者の社長が交代する一方で、債権者や当時の副社長（技術管理者）などが4月に「別会社」を設立し、11月頃からは処分場を自主的に管理し始め、平成14年10月に措置命令の履行を本市に文書で表明している。以降、本市は別会社に作業履行を指導したが、平成15年10月に別会社から本市に「これ以上の維持管理はできない」旨の文書が送付された。

その後、本市は処分場の監視を強化し、測量・調査による現状の把握や大雨時の対応や周辺水域への汚染防止など応急措置を取りつつ事業者に履行を催告してきた。

平成17年度、周辺水への処分場の影響が明らかになり、7月に事業者への措置命令履行催告や事業者の主な元役員に同じ内容の措置命令を発令、事業者及び当時の社長を刑事告発した。しかし、履行期限の 8月26日を過ぎ、履行催告文書を関係者に送付しても履行の動きがなく、本市は当事者に履行の意思無しとし、平成17年10月、行政代執行の手続きに着手した。

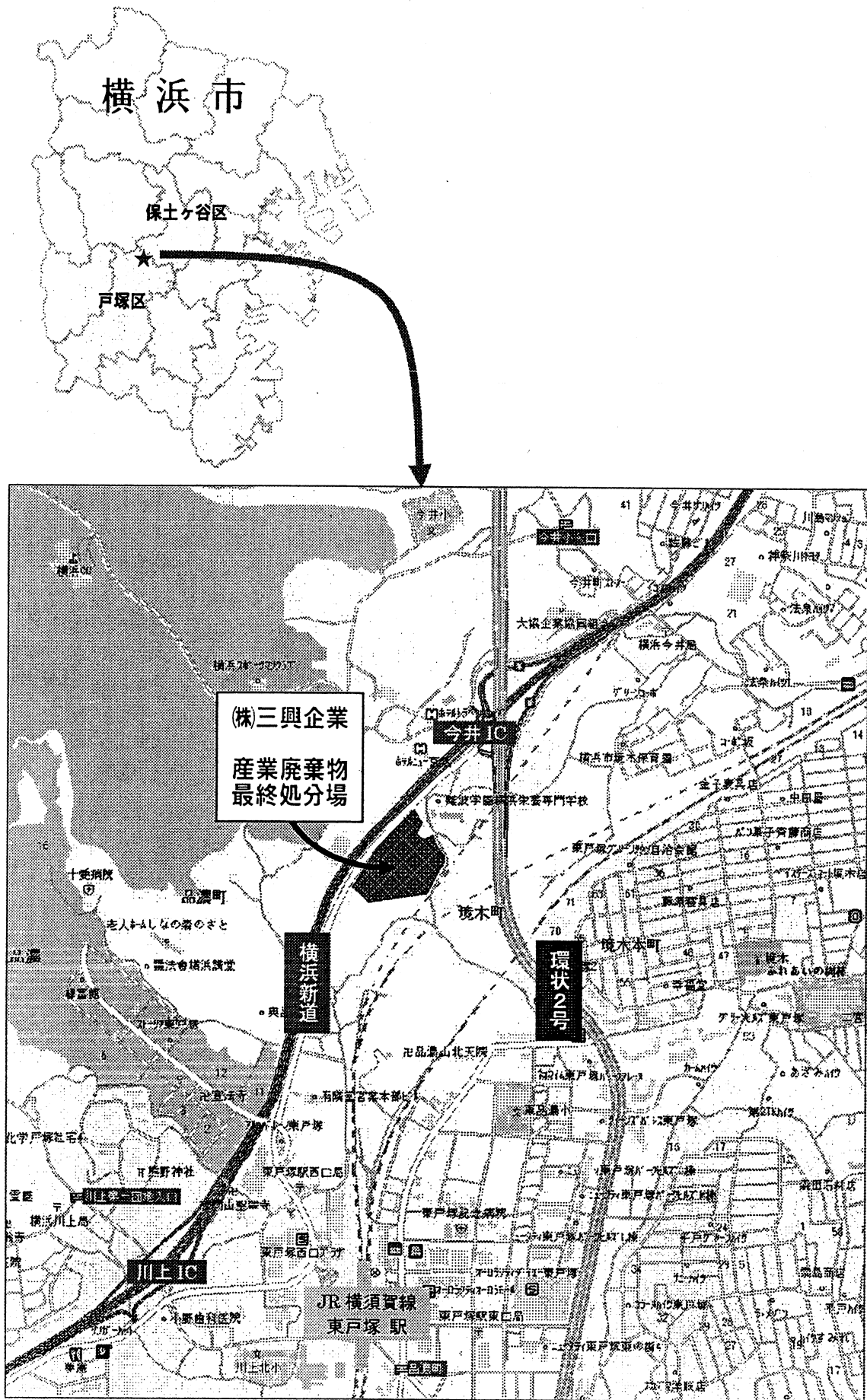
## 3 指導経緯

(○:本市、●:事業者、☆:別会社)

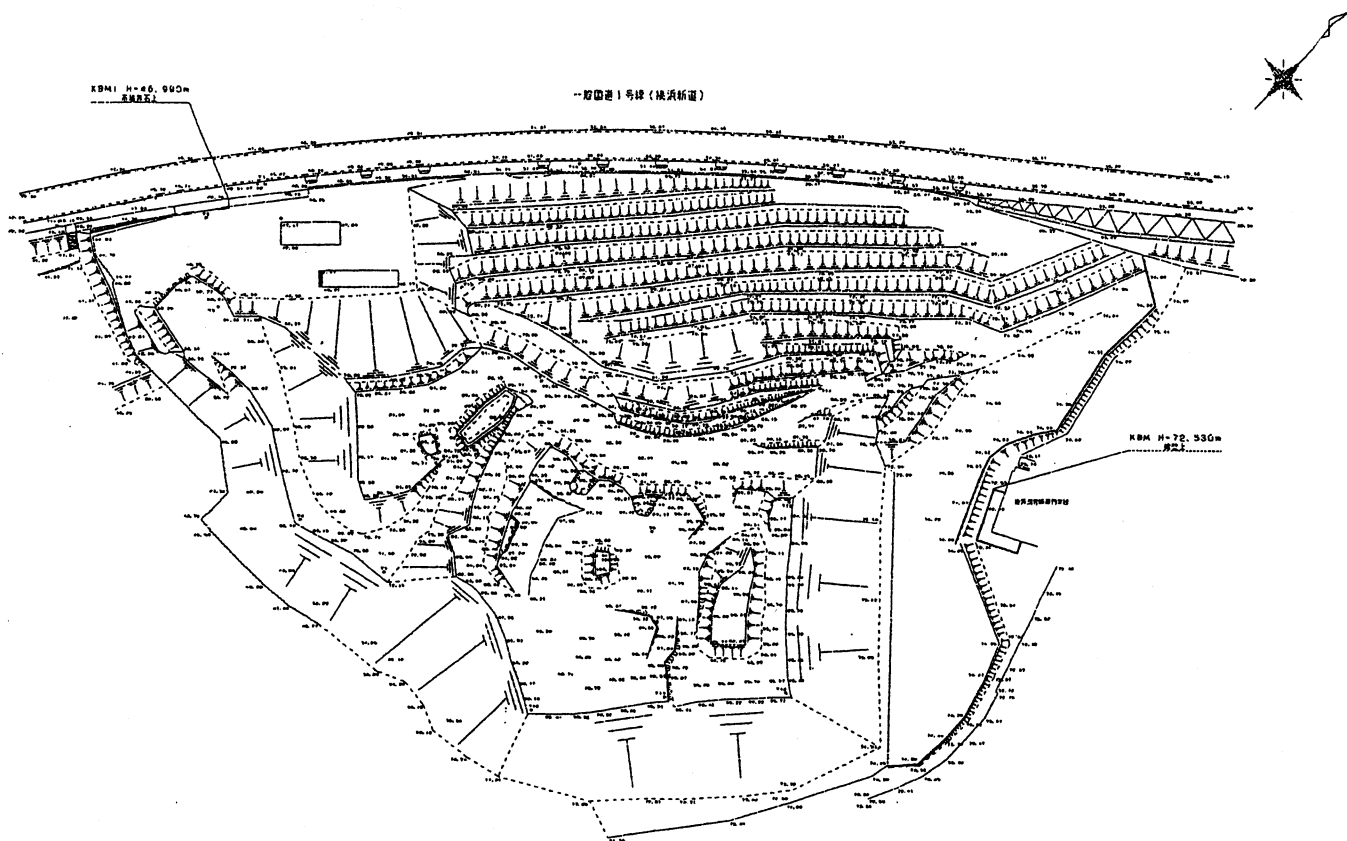
年 月	事 項	対 応
昭和 61 年 9 月	● 「産業廃棄物処理施設設置届」提出 埋立容量 約 27 万 m <sup>3</sup> (約 1.9 ha)	○ 基準適合通知
昭和 62 年 4 月	○ 産業廃棄物処分業(最終処分)許可	● 処分業開始
昭和 63 年 11 月	● 「処理施設変更届」提出 埋立容量 約 32 万 m <sup>3</sup> (約 1.9 ha)	○ 受理 (拡張) ○ 結果通知 12 月
平成 2 年 5 月	● 「処理施設変更届」提出 埋立容量 約 38 万 m <sup>3</sup> (約 2.1 ha)	○ 受理 (拡張) ○ 結果通知 5 月
平成 4 年 5 月	● 「処理施設変更届」提出 埋立容量 約 52 万 m <sup>3</sup> (約 2.1 ha)	○ 受理 (拡張嵩上) ○ 結果通知 6 月
平成 7～8 年度	○ 文書による指導を行う (高さは正 3 回、容量超過改善 1 回など)	● 改善進まず
平成 9 年 1 月	● 事業者が測量実施 (約 65 万 m <sup>3</sup> )	
2 月	○ 原状回復のため第 1 回措置命令を発令 ● 「産業廃棄物処分業廃止届出書」提出	○ 受理
12 月	○ 安全な形状に改善するため第 2 回措置命令を発令 ○ 産業廃棄物処理施設変更許可 埋立容量 約 67 万 m <sup>3</sup> (約 2.4 ha)	
平成 10 年 6 月	○ 産業廃棄物処分業(最終処分)許可 (容量 21,000 m <sup>3</sup> に限る)	● 処分業再開
平成 11 年 6 月	○ 産業廃棄物処理施設変更届 埋立容量 約 74 万 m <sup>3</sup> (約 2.6 ha)	○ 基準適合通知
平成 11 年 9 月 ～ 12 年 12 月	○ 修景作業及び搬入抑制について文書指導 12 回	● 搬入を継続
平成 12 年 11 月	○ 事業者の測量により約 2 割の埋立量超過判明 (全体量約 85 万 m <sup>3</sup> )	● 10 月測量実施、 ● 11 月 6 日付報告
12 月	○ 事業停止命令 (24 日間) ○ 改善命令 (悪臭防止)	● 以後、廃棄物の 受入なし
平成 13 年 1 月	● 事業者、社長交代 ○ 本市が測量実施 (全体量約 84 万 m <sup>3</sup> 、修景作業による若干の減量あり)	修景作業と水処理 は継続
3 月	○ 事業停止命令 (3 月 24 日以後業取消しまで 3 回命令) ○ 第 3 回措置命令 (廃棄物の飛散防止、法面の崩落防止、地下水汚染の防止、浸出液による公共水域の汚染防止)	
平成 14 年 1 月	○ 産業廃棄物処分業の許可取消	
10 月	☆ 別会社が第 3 回措置命令履行作業開始	
平成 15 年 3 月	○ 事業者あてマニフェスト関連の法定の報告を要求 ○ 別会社に第 3 回措置命令履行状況報告を要求	● 回答なし
5 月	☆ 別会社、状況報告書提出 (全部の履行は困難)	
9 月	○ 事業者に措置命令の履行催告	
10 月	○ 市が測量を実施 (全体量約 91 万 m <sup>3</sup> を確認) ☆ 別会社、履行範囲縮小を表明。水処理運転は継続。	
平成 16 年 4 月	○ 川上川水質調査実施、結果を記者発表 ○ 事業者あて覆土流出等の支障除去を指示	● 「資力なし」と 弁護士口頭回答
平成 17 年 3 月	○ 遊水池からの排水の下水道仮排水完了	
6 月	○ 処分場浸出液が漏洩していることを公表 (記者発表)	
7 月	○ 元役員 4 名あて措置命令 (事業者あて第 3 回命令と同内容) ○ 事業者及び元社長を廃棄物処理法違反容疑で刑事告発 (11 月、横浜地検から不起訴処分結果通知)	



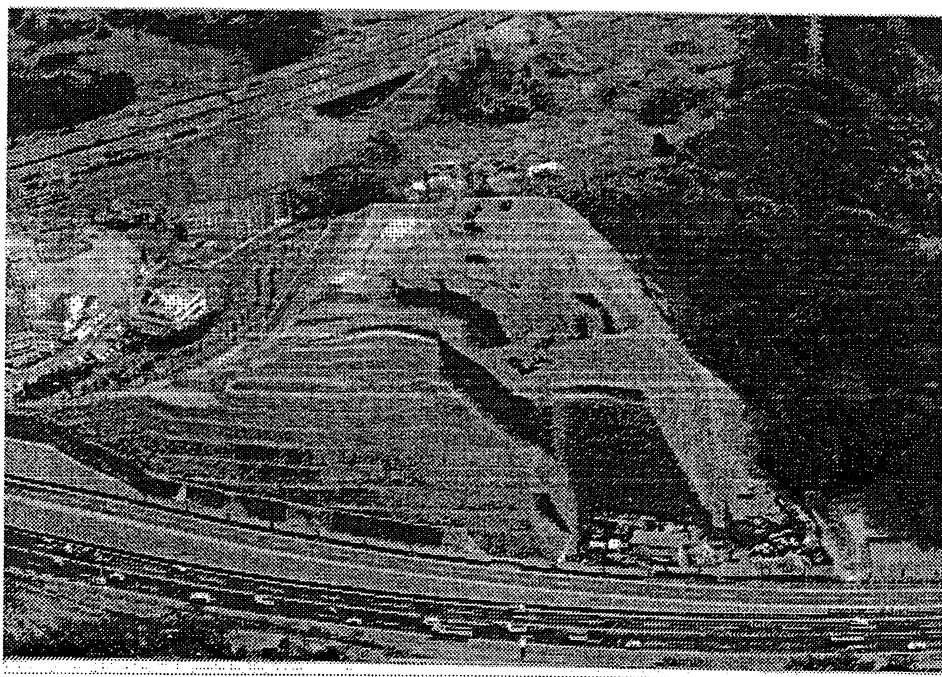
# (株)三興企業 産業廃棄物最終処分場 位置図



# (株)三興企業 産業廃棄物最終処分場 概況図



(株)三興企業 産業廃棄物最終処分場 現況平面・高低図 (平成15年10月 測量・製図)



(株)三興企業 産業廃棄物最終処分場 航空写真 (平成15年2月5日 撮影)

(参考)

## 関係法令等について

### 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和46年9月24日施行）

昭和45年に清掃法が全面改正され、産業廃棄物の適正な処理を図るための法律として制定された。

その後、社会情勢の変化等に対応するため、頻繁に改正が行われている。

(最近の主な改正内容)

- 平成3年 特別管理産業廃棄物制度の創設、許可区分の明確化、廃棄物処理施設の許可制化、許可時の欠格要件の拡大
- 9年 産業廃棄物処理施設の設置許可手続きの明確化、自治体による原状回復（代執行）の根拠を規定
- 12年 排出事業者の産業廃棄物処理計画策定義務付け、不適正処分に関する支障の除去の措置命令強化、許可時の欠格要件の拡大
- 14年 排出事業者の責任強化
- 15年 国の責任の明確化、廃棄物処理施設整備計画の策定、報告の徴収及び立入検査の拡充
- 16年 国の役割強化による不適正処理事案の解決、運搬車への表示・書面の備付け
- 17年 廃棄物処理業及び処理施設の許可取消要件の強化、措置命令の対象の拡大

### 2 横浜市産業廃棄物処理用地の設定等に関する指導要綱（平成15年4月1日施行）

事業者等が産業廃棄物の処理を行う場合、その処理用地の設定等に関して、環境汚染の防止及び災害防止等必要な指導を行うことを定めた。

### 3 横浜市産業廃棄物の処分に関する指導要綱（昭和48年12月1日施行）

市内における産業廃棄物の適正かつ安全な処理を図るため、事業者の協力を得ながら必要な指導を行うことを定めた。

平成13年4月1日に、改正が行われている。

### 4 横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成15年4月1日施行）

「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」を基本として、横浜市の特性を考慮し、市独自に定めた要綱・指針を盛り込み、新たな環境問題にも対応した形で環境保全を推進していくための必要な事項を定めた。

最終処分場からの排水等を規制している。